

外国人行旅病人救護要綱

(平成7年2月22日区長決定)

(平成31年4月1日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、外国人が板橋区内において行旅中に病気等のため歩行困難となり、入院治療を要する状態に陥り、療養の途を有せず、かつ、救護者の無い者に対して板橋区が人道的立場から入院治療、その他必要な措置を講じ、外国人を救護することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 外国人 日本国籍を有しない者
- (2) 外国人行旅病人 外国人が行旅中に病気等で歩行困難となり、入院治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有せず、かつ、救護者の無い者をいう。
- (3) 行旅中 日本に住所若しくは居所を有せず、かつ、就労もせず放浪の状態。(救護の対象となる要件)

第3条 救護の対象となる者は、次の各号のすべてに該当する場合とする。

- (1) 外国人行旅病人(以下「行旅病人」という。)であること。
- (2) 療養保険等救護に係わる法令等の適用を受けられない状態であること。
- (3) 東京都と板橋区との協議の結果、東京都が行旅病人としての審査をし、費用の負担を承認したものであること。

(救護の手続)

第4条 板橋区長(以下「区長」という。)は、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第3条第2項又は救急業務等に関する条例(昭和48年東京都条例第56号)第2条第1項に基づき、行旅病人が医療機関に搬送され、入院治療の必要がある場合において、前条に定める要件を満たすときは次の各号の定めにしたがい救護する。

- (1) 区長は、行旅病人を救護する場合は、医療機関に対し医療要否意見書(様式1号)を交付し、医療機関の意見を求める。
- (2) 入院期間が3か月をこえる場合は、3か月毎に医療機関から医療要否意見書を徴する。
- (3) 前二号により、医療機関から提出された医療要否意見書により、医療給付の必要があると判断した場合は、行旅病人診療依頼書(様式2号)を医療機関に交付し、医療機関から行旅病人診療受託書(様式3号)を徴する。

2 行旅病人本人若しくは行旅病人の発見者から通報があり、行旅病人を医療機関に搬送し、入院治療の必要がある場合は、前項の規定を準用する。

(救護の対象となる経費)

第5条 救護の対象となる経費は、医療費、救護に要する経費及び日用品費等とする。

(医療費の請求)

第6条 医療機関の医療費等の請求は、診療報酬請求書(様式4号)及び診療報酬請求明細書(様式5号)により行う。

2 医療費は、当該月分を翌月の15日までに区長に対して請求する。

3 治療を継続している間に、社会保険負担、他法負担、本人支払額に変更を生じたときは、変更通知書(様式6号)により、医療機関に通知する。

(医療費の診療単価)

第7条 診療報酬単価は、国民健康保険診療報酬の単価の例による。

(医療台帳の作成)

第8条 区長は、医療扶助台帳(様式7号)を備え、治療状況を把握する。

(医療費の審査・支払)

第9条 区長は、医療機関から医療費の請求を受けたときは、「行旅病人にかかる診療報酬の審査について」(様式8号)により、東京都に通知し、審査を受ける。

2 前項の審査の結果、東京都から「行旅病人にかかる診療報酬の審査について(回答)」(様式9号)が送付されたときは、医療費の支払額を確定し、医療機関に対しその額を支払う。

(その他の経費)

第10条 救護に要した経費及び日用品費等、入院に必要な経費については、生活保護法による負担額を基準とし、負担する。

2 前項の経費について、区長は、東京都の審査を受け、承認された額について負担する。

(費用弁償の請求)

第11条 区長は、東京都に対して、救護に要した経費を7月、10月、1月及び3月にそれぞれ前月分までについて請求する。

2 前項の経費の請求は、行旅病人救護費用請求書(様式10号)、行旅病人救護費用計算書(様式11号)に救護の内容を記した報告書を添付して行う。

(委任)

第12条 本要綱に定めのない事項については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法施行規則(昭和62年板橋区規則第28号)、東京都福祉局長通知(平成4年6月15日付4福福保第335号)及び東京都福祉局福祉部長通知(平成4年6月15日付4福福保第336号)によるほか、福祉部長が定める。

(付則)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(付則)

この要綱の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

医療要否意見書

※	1 新規	2 歯科	※	1 新規	2 継続	単 伴	※発行番号	
							※受理年月日	年 月 日

※地区名

(氏名) _____ (才) にかかる _____ 年 月 日からの医療の要否について意見を求めます。
 _____ 年 月 日
 _____ 院(所)長 殿

傷病名 又は部位	(1)	初診年月日	(1)	年 月 日	転 帰	年 月 日		
	(2)		(2)	年 月 日		治	死	中
	(3)		(2)	年 月 日		ゆ	亡	止

※担当員

主要症状及び今後の診療見込
 (今後の診療見込に関連する臨床検査結果等を記入して下さい。)

診療見込期間	入院外	か月 日間	概算医療費	(1) 今回診療日移行 1か月間	(2) 第2か月目以降 6か月目まで	福祉事務所の 連絡事項へ	
	入院	期間		か月 日間	円		円
		(予定) 年月日		年 月 日	(入院料 円)		(入院料 円)

上記のとおり、(1. 入院外 2. 入院) 医療を (1. 要する 2. 要しない) と認めます。
 _____ 年 月 日
 福祉事務所長 殿
 指定 所在地及び名称
 医療 院(所)長
 期間 担当医師

※囑託医の意見 _____ 要次回要否意見書提出
 _____ 月以降分

(切取線)

割

※発行年月日	年 月 日	診察料・検査料請求書
※受理年月日	年 月 日	

※発行取扱者

福祉事務所長 殿 _____ 年 月 日
 指定医療 所在地及び名称
 機関長 または開設者氏名 (印)

この券による診察年月日 _____ 年 月 日 受診者氏名 _____ (才)

請求書	診察料	初 再	点	(検査名)
	〃		〃	
	〃		〃	
合計			点 円	※社保等負担額 _____ 円 差引額 _____ 円 (印)

院（所）長 様

東京都板橋区長

行旅病人診療依頼書

下記の者について、要入院期間中の診療を依頼いたします。

なお、この依頼は行旅病人及行旅死亡人取扱法第2条に基づく行旅病人の救護として行うものです。診療方針及び診療報酬は国民健康保険法の例によることとし、医療の給付を行った後、診療報酬を請求くださるようお願いいたします。

記

- 1 患者氏名
- 2 生年月日
- 3 住所（居所）
- 4 傷病名
- 5 社保負担・他法負担・本人支払額
- 6 注意事項
 - (1) 患者に対する医療の給付を受託する場合は別添の患者受託書を区市町村の行旅病人取扱所管課に提出し、給付の終了後（暦月）、請求書に診療報酬明細書を添えて区市町村行旅病人取扱所管課に請求してください。
 - (2) 診療報酬明細書は、「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」（昭和51年8月2日厚生省令第36号）等で定められた様式を使用してください。
 - (3) 本人支払額がある場合は、患者からその額を徴収してください。
 - (4) 今後、社保負担、他法負担、本人支払額に変更が生じる場合には、そのつど通知いたします。
 - (5) 患者を受託しない場合はその旨を区市町村行旅病人取扱所管課にご連絡ください。

行旅病人取扱所管課
部 課 係 電話

様式第3号

年 月 日

板橋区長

様

院(所)長

行 旅 病 人 診 療 受 託 書

年 月 日 第 号で依頼があった に
かかる医療費の給付について、 年 月 日より受託いたします。

受託のうえは、国民健康保険法の方針及び診療報酬の例により医療を給付し、
診療報酬を請求します。

様式第4号

年 月 日

板橋区長

様

院(所)長

診 療 報 酬 請 求 書
(行旅病人にかかる医療費)

¥ _____

上記の金額を、受託患者 _____ の 年 月分の診療報酬
として請求します。

内訳は別紙診療報酬明細書のとおりです。

院(所)長様

東京都板橋区長

- 1 社保負担
委託患者の 2 他法負担 の変更について
3 本人支払額

年 月 日から委託しております患者 _____ について、
年 月 日分から下記のとおり変更になりましたのでお知らせします。

記

1 社保負担 (健 ・ 共)

資格取得 年 月 日

資格喪失 年 月 日

2 他法負担 (法)

有効期間 自 年 月 日

至 年 月 日

3 本人支払額

_____ 円

本人支払額は患者本人から徴収してください。

「行旅」

様式第7号

世帯人数

医療扶助及び入院患者特別介護費（生活扶助費）給付台帳										73条ケース		都		老			
地区担当員氏名		受療者氏名		単併区分	世帯主氏名					保護開始							
世帯番号		生年月日		居住地					社 保 負 担								
受給者番号									保険者証等の記号番号								
介護情報	保険者		認定期間		認定区分		支援事業者			備考		() 割給付 給付期限 給付制限 付加給付					
	被保険者番号																
(開始決裁)	所長(課長)	係長	開始年月日		記事	入力	(廃止決裁)	所長(課長)	係長	廃止年月日		記事	入力	本人支払額			
起案							起案									円	円
決裁							決裁									円	円
施行			入外 結.精.他.歯 施(柔.マ.は).訪				施行			治 中 死						円	円
(開始決裁)	所長(課長)	係長	開始年月日		記事	入力	(廃止決裁)	所長(課長)	係長	廃止年月日		記事	入力			円	円
起案							起案							円	円		
決裁							決裁							円	円		
施行			入外 結.精.他.歯 施(柔.マ.は).訪				施行			治 中 死				円	円		
(開始決裁)	所長(課長)	係長	開始年月日		記事	入力	(廃止決裁)	所長(課長)	係長	廃止年月日		記事	入力	円	円		
起案							起案							円	円		
決裁							決裁							円	円		
施行			入外 結.精.他.歯 施(柔.マ.は).訪				施行			治 中 死				円	円		
(開始決裁)	所長(課長)	係長	開始年月日		記事	入力	(廃止決裁)	所長(課長)	係長	廃止年月日		記事	入力	結予法・自立医			
起案							起案										
決裁							決裁										
施行			入外 結.精.他.歯 施(柔.マ.は).訪				施行			治 中 死							
(開始決裁)	所長(課長)	係長	開始年月日		記事	入力	(廃止決裁)	所長(課長)	係長	廃止年月日		記事	入力			公費負担者番号	
起案							起案							受給者番号			
決裁							決裁							期 間	自 年 月 日 至 年 月 日		
施行			入外 結.精.他.歯 施(柔.マ.は).訪				施行			治 中 死				承認・不承認			
(開始決裁)	所長(課長)	係長	開始年月日		記事	入力	(廃止決裁)	所長(課長)	係長	廃止年月日		記事	入力	公費負担者番号			
起案							起案							受給者番号			
決裁							決裁							期 間	自 年 月 日 至 年 月 日		
施行			入外 結.精.他.歯 施(柔.マ.は).訪				施行			治 中 死				承認・不承認			
(開始決裁)	所長(課長)	係長	開始年月日		記事	入力	(廃止決裁)	所長(課長)	係長	廃止年月日		記事	入力	公費負担者番号			
起案							起案							受給者番号			
決裁							決裁							期 間	自 年 月 日 至 年 月 日		
施行			入外 結.精.他.歯 施(柔.マ.は).訪				施行			治 中 死				承認・不承認			

第 年 月 日
号

東京都福祉保健局生活福祉部長 殿

板橋区長

行旅病人にかかる診療報酬の審査について（依頼）

このことについて、受託医療機関から請求があったので、関係書類を添えて下記のとおり送付します。

記

- 1 行旅病人氏名
- 2 受託医療機関
- 3 初診年月日 病院（診療所）
- 4 添付書類 診療報酬明細書 件

診療月	区分	他法有無	病名	医療費請求額
年 月	新・継 入・外			
年 月	新・継 入・外			
年 月	新・継 入・外			

様式第9号

第 年 月 日
号

東京都板橋区長 殿

東京都福祉保健局生活福祉部長

行旅病人にかかる診療報酬の審査について（回答）

このことについて、以下のとおり審査を行ったので通知します。

記

- 1 行旅病人氏名
- 2 受託医療機関
- 3 初診年月日 病院（診療所）
- 4 添付書類 診療報酬明細書 件

診療月	区分	他法有無	病名	医療費請求額
年 月	新・継 入・外			
年 月	新・継 入・外			
年 月	新・継 入・外			

様式第10号

第 年 月 日
号

東京都知事 様

東京都板橋区長

行旅病人救護費用請求書

行旅病人及行旅死亡人等の救護または取扱費用の弁償に関する規則第2条に基づき下記の金額を請求します。

¥ _____

内 訳

行旅病人救護費用（ 年 月～ 年 月）

番号	行旅病人氏名	医療費	日用品費	その他	合計
	合計				

* 添付資料 救護費用計算書

行旅病人救護費用計算書

- 1 行旅病人氏名 (男・女)
- 2 生 年 月 日 年 月 日 (歳)
- 3 国 籍
- 4 在 留 資 格
- 5 住所 (居所)
- 6 救護開始年月日 年 月 日
- 7 救護廃止年月日 年 月 日
- 8 救護費用の内訳

	年 月	年 月	年 月	年 月	合 計
医療費					
日用品費					
その他					
合計					
所持金等					
請求金額					

行旅病人一人ごとに作成する。また、経緯を記録し報告書を添付すること。